

< 資料 >

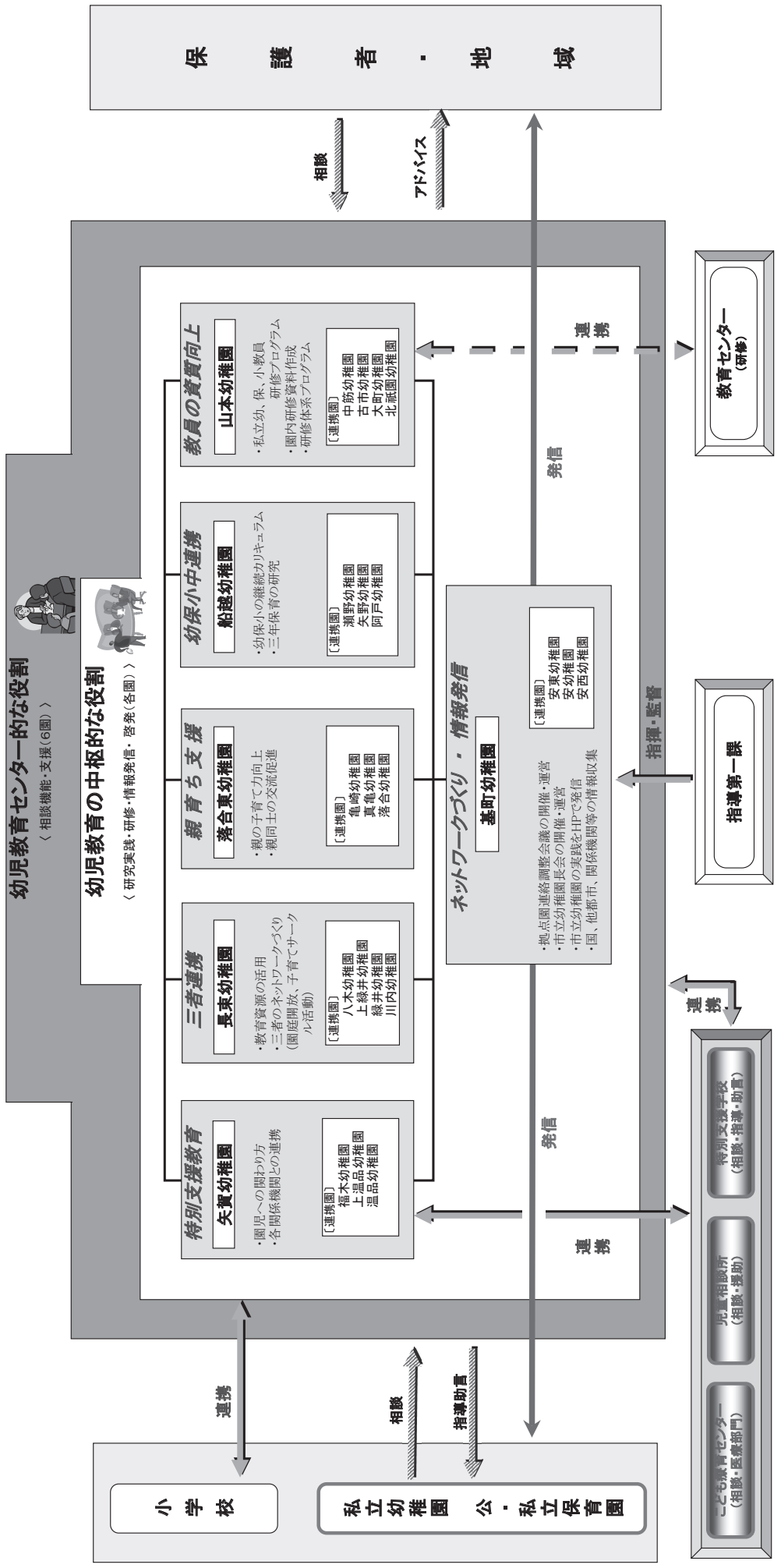
市立幼稚園 拠点園の役割と機能

- 幼児教育の今日的課題：
 - 子どもの育ちの変化（基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の不足、小1プロブレムなど）
 - 家庭の教育力の低下（親の孤立化による育児不安、子育てに夢を抱けない親、過重労働の影響など）
 - 地域社会の教育力の低下（子ども同士で遊びながら成長する体験の不足、身近な遊び場の減少など）
 - 幼稚園教員等の人材育成が不十分（保護者との関係づくりや保育実践の能力の低下など）
- 国の動向：
 - H18年 教育基本法の改正
 - ・ 幼児期の教育は生涯における人格形成の基礎を担う重要なものであることを規定
 - ・ 幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保
 - H19年 学校教育法の改正
 - ・ 幼稚園を子どもが最初に入学する学校として規定
 - ・ 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
 - ・ 家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設
 - H20年 幼稚園教育要領の改訂

H22年3月
「広島市立幼稚園の今後の方向性」

- ・ 市立幼稚園27園を募集区域を基本としたエリアに分け、各エリアに少なくとも1園を「存続」とする
- ・ 幼児教育の重要性を考慮、「存続」する園のつら、区で1〜2園を「拠点園」と位置付ける

- 拠点園の役割：
 - 広島市全体の幼児教育の中核的な役割を担い、就学前教育・保育のより一層の充実・振興を図る
 - 広島市全体の幼児教育センター的な役割を担う
- 拠点園の機能：
 - ア 研究・実践
 - ・ 様々な幼児教育の課題についての実践的研究を推進し、私立を含む全幼稚園にその成果を提供する
 - イ 研修
 - ・ 教員等の専門性を高めるとともに、多様な教育課題に対応できる教育力の向上を図る
 - ウ 教育相談・支援
 - ・ 全市の保護者や教員に向け、教員と保育士間の相互理解と幼児教育に対する共通認識を図る
 - ・ 保護者や地域に対する子育て支援などを行う
 - エ 幼児教育に係る情報提供・啓発活動
 - ・ 本市の幼児教育に関する調査等を行い、保護者や教員に情報提供する



本市の幼児教育（幼稚園・保育園・認定こども園等）の現状・課題と今後の方向性

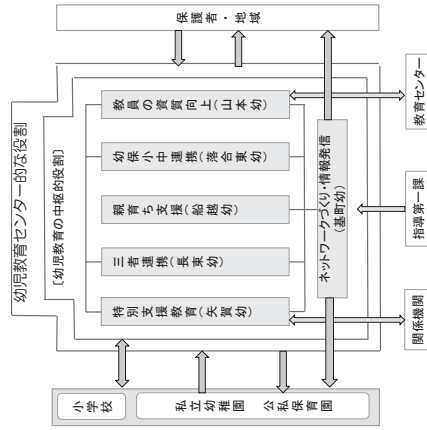
3 市立幼稚園のこれまでの取組と課題

平成24年度から市立幼稚園6園を幼児教育センター的役割を担う「拠点園」として位置づけ、「研究・実践」「研修」「教育相談・支援」「幼児教育に係る情報提供・啓発活動」に取り組んできたが、次のような課題が生じている。

【課題】

- 幼児教育センター機能の課題
 - 教育委員会ととも未来局との幼児教育の連携
 - 市立幼稚園と私立幼稚園、保育園との連携
 - 小学校と私立幼稚園、保育園との連携
 - 私立の幼稚園、保育園等の課題解決に向けた支援
- 幼児教育の内容の充実
 - 教育要領、保育指針の幼児教育・保育現場への指導
 - 本市が策定した「就学前教育・保育プログラム」の現場への浸透
 - 幼児小の発達や学びの連続性の保障
- 幼児小の発達や学びの連続性の保障
 - 小学校区区内に市立幼稚園が設置されていない地域における幼児教育センターの設置
 - 小学校の教育、子育て支援の拠点機能を備えた「幼児教育センター」の設置
 - 巡回指導が可能な「幼児教育アドバイザー」の配置
 - 教員研修の公私一体的な実施
 - 特別支援教育の公私一体的支援体制の整備
 - 小学校との連携を市立幼稚園がリードして推進
 - 認定こども園における教育モデルの実証提案
- 小学校低学年における児童の課題
 - 学校生活への不応答・基本的な生活習慣の欠如
 - コミュニケーション能力の不足・自制心や規範意識の不足
 - 学びに対する関心・意欲の低下・基本となる運動能力の低下
 - 学校における暴力行為の低年齢化

【拠点園の役割と機能】



幼児教育の充実に向けて

4 幼児教育推進の方向性

公私の幼稚園・保育園・認定こども園等における幼児教育の充実を図り、小学校への円滑な接続を図ることが喫緊の課題となっている。その解決に向けて幼児教育推進体制を構築し、10年後、20年後の更なる幼児数の減少を見据えた、本市の幼児教育の在り方について協議、検討を行う。

- 公私の幼稚園・保育園・認定こども園等を含めた一体的な広島市の幼児教育向上に係る推進体制の構築
- 幼稚園・保育園・認定こども園等に対して教育内容・指導方法等に関する指導・助言を行う体制
- 特別な配慮を必要とする、すべての幼児への発達過程における継続的な支援体制
- 幼稚園・保育園・認定こども園等に共通する保育者の資質向上のための研修体制
- 10年後、20年後の在り方 一幼児教育ビジョンー
教育内容、施設数、教員・保育士の確保、研修、公私の役割分担
行政による支援の在り方の協議、検討



〈小学校〉

円滑な接続が重要



〈幼稚園・保育園等〉

1 幼児教育の重要性

(1) 教育基本法 第11条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(2) 学びに向かう力の育成

これからの社会を生き抜く力として、特に好奇心や協調性、頑張る力、自己主張、自己抑制などの総合力である「学びに向かう力（社会情動的スキル＝非認知的スキル）」の育成が求められている。こうした力は、特に幼児期における遊びや暮らしの中で培われることが研究等でも明らかにされており、OECDをはじめ、世界で幼児教育、学びに向かう力の重要性が再認識されている。

【就学前教育の効果】

社会情動的スキル＝非認知的スキルが乳幼児期から児童期に培われることよってその後の学業成績に影響を与えるだけでなく、労働市場から考えた際には、年収や雇用状況、賃金、家庭形成、健康、犯罪率などに影響が長期的にあることが、アメリカやイギリスなどで何十年間にもわたる長期縦断研究から明らかになってきている。

- **ペリー-就学前計画（アメリカ）**
 就学前教育（3～4歳児への2年間の教育）への参加は、将来の所得向上につながることや、認知能力（IQ）よりも、非認知的能力（動機付け、粘り強さ、自制心等）を高めることにより、長期的効果をもたらす可能性を示唆。
- **NICHD（アメリカ）**
 3歳時点での就学前教育の参加が、認知発達と関連することや、4歳半時点での就学前教育の学業成績と社会性と関連。（※就学前教育の質が高いと後の成績が高い）
- **EPPE（イギリス）**
 就学前教育への参加年数の長さや、1歳までの読み書き能力、数学能力、向社会的行動の発達に効果。（※特に3～4歳時点での就学前教育の効果がその後の効果に高い場合幼児教育を受けた経緯による）
 ※国立教育政策研究所：教育再生実行委員会 第3分科会（H20.12.3）

2 現状

○ 各施設の特徴と現状

施設名	【市立幼稚園】	【公立・私立保育園】	【認定こども園】
所管：文部科学省	所管：文部科学省	所管：厚生労働省	所管：内閣府
対象：3才～5才	対象：3才～5才	対象：0才～5才	対象：0才～6才
開設：年間約200日	開設：年間約200日	開設：年間約200日	①幼稚園型 ②幼稚園併設型 ③保育所型 ④地方職園型
時間：4時間	時間：4時間～	時間：1.1時間～	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿
免許：幼稚園教諭	免許：幼稚園教諭	資格：専任者 ※専任者あり ※専任者あり ※専任者あり	資格：①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿
○「幼稚園教育要領」に基づき、幼児教育を重視	○「幼稚園教育要領」のほかに、幼児教育を重視	○「保育所保育指針」に基づき家庭の状況に合わせた柔軟な対応に力を入れ、子どもと家庭を支えつつ、保護者・教員を支援	○「幼稚園教育要領」を踏まえ、認定こども園教育を推進し、保育・教育を一体的に実施
○拠点園を中心に幼児教育の課題解決に向けた実証的な研究・研修を実施	○特別支援教育に係る専門性や課題などに対応するため教員の資質能力の向上が急務	○日々の教材準備や保育の質を向上するための自己研鑽の機会が確保	○「幼稚園教育要領」を踏まえ、認定こども園教育を推進し、保育・教育を一体的に実施
○幼児数が減少傾向			

現状では、幼稚園・保育園等における組織法や制度が顕著なことから幼児教育の推進体制は十分とは言えず、これを充実させることにより、幼稚園・保育園等から小学校への円滑な接続を図ることが急務となっている。

参考：本市の園数及び就園児童数（平成28年5月1日現在）

園（か所）数	市立幼稚園		私立幼稚園		保育園		認定こども園	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
合計(人)	1,114	1,114	12,140	11,293	12,443	59	4,481	2,101
1号認定こども園(人)	1,114	1,114	12,140	11,293	12,443	59	4,481	2,101
2号認定こども園(人)	—	—	—	—	—	—	—	—
3号認定こども園(人)	—	—	—	—	—	—	—	—

※公立保育園の数は公設民営（か所）を含む ※私立保育園の数は分園（か所）を含む

「幼児教育の推進体制構築事業」にかかる体制イメージ図

広島市教育委員会事務局
広島市こども未来局

事業名：「幼児教育の推進体制構築事業」(文部科学省初等中等教育局幼児教育課) ※ 平成28年度から3年間の同省からの受託事業

幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会

文部科学省における名称：「調査研究実行委員会」

- ・ 幼児教育に係る内容や公私の機能分担について
- ・ 調査研究推進体制や調査研究計画について
- ・ 調査研究の実施状況の確認・調査研究内容について
- ・ 調査研究結果の分析や取りまとめ(PDCA)について

【構成員】

- 学識経験者、教育関係者、行政関係者、幼・保園長会
- 小学校長会、教諭・保育士養成機関 等

推進体制

参画・連携

- 大学等
- 私立幼稚園協会
- 私立保育園協会

教育委員会

こども未来局

幼児教育支援協議会（幼児教育センター機能）

研修に関する連絡協議会

【役割・機能】

- ・ 幼児教育・保育の質・内容・指導方法の向上等に関する調査研究
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修会の提供
- ・ 幼稚園・保育園・認定こども園等に対する指導・助言・情報提供
- ・ 地域の実態や保護者の事情等を踏まえた子育て支援の取組に係る検討 等

幼児教育・保育に係る研修の実施及び指導助言等

- ・ 幼児教育に係る指導・助言
- ・ 幼児教育アドバイザーへの指導・助言・援助・研修

拠点園 (公立・私立の幼稚園・保育園・認定こども園の一部)

- 特別支援教育
障害児保育
- 三者連携
- 親育ち支援
保護者支援
- 幼保小連携
- 教員・保育士の
資質向上
- 情報発信
- 他

幼児教育アドバイザー

小学校

- ・ 円滑な接続
- ・ 課題への対応

コーディネート

共同した研究・研修

訪問支援、指導・助言

研究成果の普及・共有

幼稚園・保育園・認定こども園 等

幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会開催要綱

(目的)

第1条 幼児教育の推進体制構築事業の円滑な推進に当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 懇談会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置に関する事。
- (2) 「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関する事。
- (3) その他幼児教育の推進体制構築に関する事。

(組織)

第3条

- (1) 懇談会の構成は次のとおりとし、学識経験者から1名を座長とする。
なお、本懇談会は必要に応じ、次以外の関係者の協力を得ることができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 教育関係者
 - ③ 関係団体代表者
- (2) 懇談会に事務局を置き、構成は次のとおりとする。
 - ① こども未来局保育企画課長
 - ② こども未来局保育指導課保育園運営指導担当課長
 - ③ 教育委員会事務局教育企画課長
 - ④ 教育委員会事務局学校教育部指導第一課長
 - ⑤ 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長
 - ⑥ 教育センター次長

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局教育企画課及び学校教育部指導第一課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

広島市幼児教育支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 教育委員会事務局及びこども未来局が連携・協働し、幼児教育センター機能等について調査研究を行うため、広島市幼児教育支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) 幼児教育・保育の質・内容・指導方法の向上等に関すること。
- (2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供に関すること。
- (3) 幼稚園・保育園・認定こども園等に対する指導・助言・情報提供に関すること。
- (4) 地域の実態や保護者の事情等を踏まえた子育て支援の取組に関すること。
- (5) その他幼児教育センター機能に関すること。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局教育企画課長
- (2) 教育委員会事務局学校教育部指導第一課長
- (3) 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長
- (4) 教育委員会事務局学校教育部生徒指導課長
- (5) 教育センター次長
- (6) こども未来局保育企画課長
- (7) こども未来局保育指導課保育園運営指導担当課長

(委員長等)

第4条 会議に委員長を置く。

- 2 委員長は教育委員会事務局教育企画課長をもって充て、副委員長は学校教育部指導第一課長及びこども未来局保育企画課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議等)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、協議会構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第6条 幼児教育センター機能等に係る具体的な調査研究を行うため、協議会にワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は、委員長が指名する職員をもって構成する。
- 3 ワーキング会議に座長を置き、座長は、ワーキング会議構成員のうちから委員長が指名する。
- 4 ワーキング会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 5 座長は、委員長の命を受け、ワーキング会議を運営する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキング会議構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 ワーキング会議の開催のほか、ワーキング会議構成員は、必要に応じ密接に協議・調整を行うものとする。
- 8 その他ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 協議会及びワーキング会議の庶務は、教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

研修に関する連絡協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市全体の幼児期の教育・保育の質の向上に向け、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する一体的な研修体系の構築、幼児教育アドバイザーに対する研修等について、専門的な見地から幅広く意見を聴取するため、研修に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 連絡協議会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 幼児教育・保育の内容・指導方法の向上等の研修に関する事。
- (2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修に関する事。
- (3) その他幼児教育・保育の研修に関する事。

(組織)

第3条

- (1) 連絡協議会の構成は次のとおりとする。
なお、本連絡協議会は必要に応じ、次以外の関係者の協力を得ることができる。
 - ① 学識経験者
 - ② 関係団体代表者
- (2) 連絡協議会に事務局を置き、構成は次のとおりとする。
 - ① こども未来局保育企画課職員
 - ② こども未来局保育指導課職員
 - ③ 教育委員会事務局教育企画課職員
 - ④ 教育委員会事務局学校教育部指導第一課職員
 - ⑤ 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課職員
 - ⑥ 教育委員会事務局学校教育部生徒指導課職員

(庶務)

第4条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課及び教育企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

平成30年11月29日
指 導 第 一 課

平成30年度第1回広島市幼稚園教諭・保育士・保育教諭新規採用者合同研修会について（報告）

1 目 的

広島市内の幼稚園・保育園等において幼児教育・保育に携わる新規採用者が、一堂に会して研修を行うことを通して、本市の教育や保育に係る理解を深めることにより、本市全体の幼児期の教育・保育の質の向上を図る。

2 日 時 平成30年5月15日（火） 13:50～16:45

3 場 所 広島市役所（2階）講堂

4 対 象 広島市内の幼稚園、保育園、認定こども園等において幼児教育・保育に携わる新規採用者
（※採用1・2年目）

5 参加人数

市立幼稚園	私立幼稚園	市立保育園	私立保育園	合計
9人	16人	66人	98人	189人
8/19園	9/88園	61/90園	61/232園	139園

※認こ含む ※認こ・認外等全て含む

6 内 容

- 開会行事：挨拶 広島市教育長 糸山 隆
「広島市が目指す幼児教育・保育について」
：挨拶 こども未来局長 滝川 卓男
「これからの教育・保育を担う職員の皆様へ期待すること」
- 講 演：「面白がることは誰も教えることができない」
～遊びの充実と保育者の援助について～
講師：赤坂 榮（東京未来大学非常勤講師 元東京都足立区立おおやたこども園長）
- グループワーク：「保育実践を振り返って」
- 閉会行事

7 参加者の声（まとめ）

- この研修会は、明日からの幼児教育及び保育に向けて、参考になりましたか。

とても参考になった	参考になった	あまり参考にならなかった	ほとんど参考にならない	合計
144人	43人	0人	0人	187人

- 本研修の良かった点と課題及び今後研修したいこと（主な内容）

良かった点

- ・ 赤坂先生の講演から、子どもを理解するためには子どもの些細な言葉やつぶやきに耳を傾け、子どもを肯定的に受け止めることが大切であることに改めて気付くことができた。
- ・ 講演では、具体的な事例を動画で解説され、保育し始めて1か月の私でも、分かりやすかった。
- ・ 他園の先生と交流する機会が少ない中、グループワークで公立私立、幼保との交流ができて良かった。
- ・ 教育要領や保育指針等の改訂（改定）に伴い、今後も公立私立、幼保合同の研修会で学び合いたい。
- ・ グループワークで、他園の先生方と日々の保育で困っていることやどんな活動をしているかなど情報交換できて非常に良かった。みんな同じ悩みを抱えていて周りも同じなんだと気持ちが楽になった。
- ・ グループワークでは、同じ年齢を担当している者同士のグループだったため、悩みを共有しやすく、参考になることがたくさんあった。また、同年代で話し合うことができ有意義だった。
- ・ グループワークでアドバイザーと意見交流することができて良かった。

課題

- ・ グループワークでの時間がもう少し欲しかった。
- ・ アドバイザーにもっと気軽に質問したり、交流したりする機会があると嬉しい。

今後研修したいこと

- ・ 保育実践のエピソードやビデオを使っての子ども理解の深め方について。
- ・ ビデオや写真を使っての環境づくりの実践例について。
- ・ 気になる子どもとのかかわり方について。
- ・ 男性保育士向けの研修会や意見交換会
- ・ 保護者との関わり、絵本を通じた保育、楽器を使った保育、遊びを中心とした保育等について。

平成30年度第2回広島市幼稚園教諭・保育士・保育教諭新規採用者合同研修会について（報告）

1 目 的

広島市内の幼稚園・保育園等において幼児教育・保育に携わる新規採用者が、一堂に会して研修を行うことを通して、本市の教育や保育に係る理解を深めることにより、本市全体の幼児期の教育・保育の質の向上を図る。

2 日 時 平成31年2月1日（金） 13:50～16:45

3 場 所 広島市総合福祉センター（BIG FRONT5階）

4 対 象 広島市内の幼稚園、保育園、認定こども園等において幼児教育・保育に携わる新規採用者（※採用1・2年目）

5 参加人数

市立幼稚園	私立幼稚園	市立保育園	私立保育園	合計
9人	7人	69人	50人	135人
7/19園	4/8園	63/90園	33/232園	107園

※認こ含む ※認こ・認可外等全て含む

6 内 容

- 開会行事
- 実践発表：広島市立長束幼稚園 教諭 中岡 美代
「造形遊びを中心とした幼児主体の遊びの工夫について」
広島市ふくしま第二保育園 保育士 川本 由美
「遊びを中心とした保育実践を通して」
- グループワーク：「保育実践を振り返って」
- 閉会行事

7 参加者の声（まとめ）

- この研修会は、明日からの幼児教育及び保育に向けて、参考になりましたか。

とても参考になった	参考になった	あまり参考にならなかった	ほとんど参考にならない	合計
100人	33人	0人	0人	133人

- 本研修の良かった点と課題及び今後研修したいこと（主な内容）

良かった点

- ・ 実践発表者の新規採用時代の話聞いて、今の自分の悩みや不安を先輩方も感じていたことが分かり、とても安心した。
- ・ 実践発表に写真等もあり、具体的にとても参考になった。子どもの遊びと10の姿とのつながりについてとても分かりやすかった。
- ・ 実践発表では、子どものつぶやきや関心のある遊びを広げた保育について知り、「子ども主体」の保育の大切さを実感した。また、その遊びを「つなげる」ことが重要であることが分かった。
- ・ グループワークでは、各自が持参した資料（写真や作品等）をもとに話し合いを行ったため、その時の子どものつぶやき等も聞くことができ、非常に分かりやすく、活発に話し合うことができた。
- ・ グループワークでは、同じ年齢担当同士が同じグループだったため、アイデアを共有し、新たな発見がたくさんあった。また、同じ悩みを共有してともに解決策を考えることができ、明日への元気をもらった。
- ・ 公立私立、幼稚園保育園等の具体的な取組を聞いたことで、違いを知り、それぞれのよさを知ることができた。
- ・ 幼児教育アドバイザーに悩みを聞いていただいたり、具体的なアドバイスを聞けたりして参考になった。

課題

- ・ 実践発表がどちらも以上児（345歳児）の実践だったので、未満児（012歳児）の話も聞きたかった。
- ・ グループワークの内容が広がったので、もう少しテーマを絞って話し合うともっと深められたと思う。
- ・ 具体物があるととても話しやすい。研修の開催がもう少し早めに分ければより多く準備できたと思う。

今後研修したいこと

- ・ 同じ年齢担当同士のグループだと話の内容を共感できるし、参考にできるので今回のような研修がよい。
- ・ 未満児の保育実践についてもっと話を聞きたい。（かみつきや、やめさせたいことの伝え方等）
- ・ 発達障害をもつ子どもに対しての支援や保護者対応について聞きたい。

幼児教育アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市全体の幼児教育・保育の更なる質の向上に資する指導・助言等を幼稚園、保育園、認定こども園等に行うため、幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験等を有する幼児教育アドバイザーの設置について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 幼児教育アドバイザーは、市内の幼稚園、保育園、認定こども園等の要請に基づき訪問し、以下の内容等について、指導・助言等を行う。

- (1) 幼児教育・保育の内容や指導方法等に関すること。
- (2) 保育者の資質向上に関すること。
- (3) 幼児教育・保育の研修に関すること。
- (4) 保護者支援、組織マネジメント等に関すること。

(委嘱)

第3条 幼児教育アドバイザーは、幼稚園、保育園、認定こども園等の要請内容に応じて、次のいずれかの経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者
- (2) 幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を有する者
- (3) 幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者
- (4) その他教育委員会が幼児教育アドバイザーとして適切と認めた者

(経費)

第4条 幼児教育アドバイザー設置に必要な経費は市が負担する。

(庶務)

第5条 幼児教育アドバイザーに関する庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導第一課及び教育企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

幼児教育アドバイザー実施要領

1 目的

幼児教育アドバイザーは、本市全体の幼児教育・保育の更なる質の向上を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園等を訪問し、各種相談業務や支援、指導・助言等（以下「指導・助言等」という。）を行う。

また、幼稚園、保育園、認定こども園等からの要請に応じて、園内研修講師を務める。

2 対象

市内の幼稚園、保育園、認定こども園等

3 内容

幼児教育アドバイザーは、市内の幼稚園、保育園、認定こども園等の要請に基づき訪問し、以下の内容等について、指導・助言等を行う。

- (1) 幼児教育・保育の内容・指導方法等に関すること。
- (2) 保育者の資質向上に関すること。
- (3) 幼児教育・保育の研修に関すること。
- (4) 保護者支援、組織マネジメント等に関すること。

4 訪問日時

月～土曜日の9時～17時を原則とする。

5 訪問者

市内の幼稚園、保育園、認定こども園等の要請に基づく幼児教育アドバイザー

※その他幼児教育に係わる担当課職員も同行する場合がある。

6 実施方法

- (1) 訪問を要請する幼稚園、保育園、認定こども園等は、幼児教育アドバイザー訪問依頼書（様式1）を教育委員会事務局学校教育部指導第一課（以下「指導第一課」という。）に提出する。
- (2) 訪問依頼書に基づき、訪問を要請する幼稚園、保育園、認定こども園等と指導第一課・こども未来局保育指導課及び幼児教育アドバイザーが、事前打ち合わせを行い、訪問を実施する。
- (3) 訪問実施後、訪問園は、幼児教育アドバイザー訪問に係る報告（様式2）を指導第一課に提出する。

7 経費

この事業を実施するために必要となる次の経費は、本市の支出基準に基づき市が負担する。

- (1) 報償費（幼児教育アドバイザー講師謝金）
- (2) 普通・特別旅費（幼児教育アドバイザー園訪問）
- (3) 保険料（傷害保険：スポーツ振興センター未加入幼児分
スポーツ安全保険：幼児教育アドバイザー）

8 委嘱期間

委嘱を受けた日から1年間とする。ただし、年度は超えないこととする。

9 その他

この事業を通して知り得た事は、市は原則として公表しない。ただし、本市全体の幼児期の教育・保育の質の向上を図る上で役立つ情報は、個人が特定できる内容を除き、関係機関の承諾を得た上で、公表・周知する。

様式 1

平成 年 月 日

広島市教育委員会事務局総務部
教育企画課長宛

(申請者)

住 所 _____

園・校 名 _____

園・校代表者名 _____

幼児教育アドバイザー訪問依頼書

幼児教育アドバイザーの派遣を下記のとおり希望し、依頼します。

記

1 園(学校)の概要(※要覧やパンフレット等の資料がある場合は一緒に送付してください。)

園・校名	
職員数	
園児・児童数	

※職員数及び園児・児童数は申請日現在の人数

2 訪問希望内容

希望内容 ※希望のテーマに○をつけ、内容をできるだけ具体的に記入してください。	〈テーマ〉 1 教育・保育の内容・支援方法 6 組織マネジメント 2 保育者の資質向上 7 幼保小連携 3 特別支援教育 8 発達や学びの連続性 4 幼児教育・保育の研修 9 その他() 5 保護者支援		
	〈内容〉 ※派遣を希望するアドバイザーが決まっている場合は、この欄に記入してください。		
対象人数	職員()人、園児()人、保護者()人、その他()人 ※ 園児のうち保険未加入者()人		
希望日時	第1希望	第2希望	第3希望
	月 日 () : ~ :	月 日 () : ~ :	月 日 () : ~ :

3 その他 ※ご要望がありましたらご記入ください。

--

4 連絡担当者名

担当者	職名		名前	
電話番号☎				
メールアドレス				

幼児教育アドバイザー訪問実施報告書

園・校名		代表者名	
研修テーマ			
日 時	平成 年 月 日 () : ~ :		
幼児教育アドバイザー 氏 名			
訪問内容			
訪問成果			
(その他) 幼児教育アドバイザー 訪問に関する感想等			

※訪問日から、おおむね一週間以内に提出してください。

* 教育委員会記入欄 (訪問施設は記入しないでください。)
指導助言等 () h, 相談業務 () h

(申請者)

団体名 _____ 公民館

代表者名 館長 _____

幼児教育アドバイザー訪問依頼書（公民館用）

幼児教育アドバイザーの派遣を下記のとおり希望し、依頼します。

記

1 事業の概要

事業名	
公民館	公民館
参加予定者数	乳幼児保護者 人

2 訪問希望内容

場 所	区	公民館				
希望内容 ※希望のテーマ に○をつけ、内容 をできるだけ 具体的に記入し てください。	〈テーマ〉 1 教育・保育の内容・支援方法 6 組織マネジメント 2 保育者の資質向上 7 幼保小連携 3 特別支援教育 8 発達や学びの連続性 4 幼児教育・保育の研修 9 その他（ ） 5 保護者支援					
	【 内 容 】 ※派遣を希望するアドバイザーが決まっている場合は、この欄に記入してください。					
希望日時	第1希望		第2希望		第3希望	
	月	日	()	月	日	()
		: ~ :			: ~ :	

3 その他 ※ご要望がありましたらご記入ください。

--

4 連絡担当者名

担当者	職名		名前	
電話番号☎				
メールアドレス				

幼児教育アドバイザー訪問実施報告書（公民館用）

団体名	公民館	館長	
テ ー マ			
日 時	平成 年 月 日 () : ~ :		
場 所	区	公民館	
幼児教育アドバイザー 氏 名			
訪問内容	参加人数		
訪問成果	<p>幼児教育アドバイザーの訪問について教えてください。</p> <p>質問 1 内容は満足いくものでしたか。 ①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満</p> <p>質問 2 今後も幼児教育アドバイザーを活用したいと思いますか。 ①活用したい ②どちらともいえない ③活用しない</p> <p>質問 3 質問 2 で選んだ回答の理由を教えてください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 50px; margin: 10px 0;"></div>		
(その他) 幼児教育アドバイザー 訪問に関する感想等			

※訪問日から、おおむね一週間以内に提出してください。

* 教育委員会記入欄（訪問施設は記入しないでください。）
指導助言等 () h, 相談業務 () h

幼児教育アドバイザー訪問実施報告書（個人主催者用）

団体名		代表者名	
テ ー マ			
日 時	平成30年 月 日（ ） : ~ :		
場 所	区	公民館	
幼児教育アドバイザー氏名			
訪問内容	参加人数	大人 人・乳幼児 人	
	開催事業名		
訪問成果	<p>幼児教育アドバイザーの訪問について教えてください。</p> <p>質問1 内容は満足いくものでしたか。 ①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満</p> <p>質問2 今後も幼児教育アドバイザーを活用したいと思いますか。 ①活用したい ②どちらともいえない ③活用しない</p> <p>質問3 質問2で選んだ回答の理由を教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>		
(その他) 幼児教育アドバイザー訪問に関する感想等			

※訪問日から、おおむね一週間以内に提出してください。

* 教育委員会記入欄（訪問施設は記入しないでください。）
指導助言等（ ）h, 相談業務（ ）h

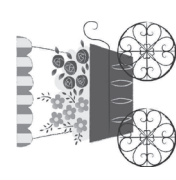
平成30年度 広島市幼児教育アドバイザーの御紹介

【園長・校長・指導主事・主任経験者】

No.	氏名	経歴	等
①	井手 隆子	元広島市保育園長	
②	井原 真子	元広島市教育委員会指導第一課主任指導主事、元広島市立幼稚園園長、元広島幼稚園園長	
③	馬本 和子	元広島市保育園長	
④	兼森 訓子	元広島市保育園長	
⑤	佐々木 尚美	元広島市立幼稚園園長 元広島文化学園大学学芸学部子ども学科教授	
⑥	高木 淨美	広島市立幼稚園初任者研修講師、元広島市立幼稚園園長	
⑦	津丸 早苗	元広島市保育園長	
⑧	中山 千恵	元広島市教育センター指導主事、元広島市立幼稚園園長	
⑨	名和原 恵理	元広島市教育センター主任指導主事、元広島市立幼稚園園長、元広島市教育委員会指導第一課主任指導主事、元広島市立幼稚園園長	
⑩	古澤 正蔵	元広島市立小学校長、元広島市小学校教育研究会特別支援教育部会会長	
⑪	堀内 穂子	元広島市教育委員会指導第一課主任指導主事、元広島市立幼稚園園長	
⑫	本多 一江	元広島市保育園長	
⑬	真砂 浩子	広島市立幼稚園初任者研修講師、元広島市立幼稚園園長	
⑭	増田 美由紀	元広島市保育園主任保育士、わらべうた講師	
⑮	宮崎 礼子	元広島市立幼稚園園長	
⑯	米川 恵美子	元広島市保育園長	

【学識経験者】 (No.については、50音順)

No.	氏名	経歴	等	専門分野
⑰	柿岡 祐子	安田女子短期大学保育科教授		・ 幼児教育 ・ 幼児期の環境教育 ・ 保・幼・小連携
⑱	竹内 吉和	三幸学園小田原短期大学保育学科講師 竹内発達支援センターホーション代表		・ 特別支援教育学 ・ 教育学・臨床心理学 ・ 教育心理学・子育て支援 ・ 乳幼児保健・乳幼児精神保健 ・ 障がい児保育・母子臨床 ・ 発達形成支援
⑲	七木田 方美	比治山大学短期大学幼児教育科准教授		



「幼児教育アドバイザー」を派遣します！


～ 平成30年度 幼児教育アドバイザー派遣案内 ～

広島市教育委員会

広島市教育委員会では、本市全体の幼児教育・保育の更なる質の向上を図るため、幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な経験等を有する「幼児教育アドバイザー」を派遣します。


訪問先

幼稚園、保育園、認定こども園
はもちろん、小学校へも訪問し
ます。




訪問日時

月～土曜日の9時～17時
を原則としています。
(なお、訪問時間は相談に応
じます。)




対 象

教職員・保育者・保護者 等



費 用


幼児教育アドバイザー訪問に費
用はかかりません。



【幼児教育アドバイザーの具体的な活用方法】

★講演会 ★研修会 ★行事などで！

○教育・保育の内容・支援方法	○保育者の資質向上	
○特別支援教育	○保護者支援	○幼児教育・保育の研修
○組織マネジメント	○幼保小連携	○発達や学びの連続性 等



「幼児教育アドバイザー」の派遣手続きは簡単！！

① 希望の日時や研修内容、講師などを「幼児教育アドバイザー訪問依頼書」に記入し、FAX・メールでご提出ください。

② 訪問終了後、「幼児教育アドバイザー訪問実施報告書」をFAX・メールでご提出ください。

「幼児教育アドバイザー訪問依頼書」、
「幼児教育アドバイザー訪問実施報告書」は教育委員会のHPからダウンロードできます。

訪問日・訪問者が決定したら教育委員会からお知らせします。

「幼児教育アドバイザー訪問依頼書」等のダウンロードはこちらから

広島市ホームページ > 子育て・教育 > 教育委員会 > 幼児教育アドバイザー派遣の御案内

【問合せ先】

広島市教育委員会事務局 総務部教育企画課 担当：森本主事

電話番号：(082) 504-2496 FAX 番号：(082) 504-2509

E-mail：kyo-kikaku@city.hiroshima.lg.jp